

23233

愛知県

清須市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
清須市高度先端産業立地奨励条例 (担当:市民環境部産業課)	H21.4	○市内で工場を新設、又は増設する場合は、以下の要件を満たす高度先端産業に該当する場合 ・工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用(土地を除く)2億円以上 ・新規雇用従業員 5人以上 ○対象分野 ・健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT、その他市長が認める高度先端的な技術分野	奨励金 ○工場の固定資産取得費用(土地を除く)×10%(工場等の建物を賃借する場合又は既設の建物内に新たな機械設備を設置する場合は5%) ○限度額 3億円
清須市内企業再投資促進要綱 (担当:市民環境部産業課)	H24.6	①工場等の新增設等をしようとする中小企業者 ・市内に工場等が 20 年以上立地し、以下の要件を満たす事業者が該当する場合 ・固定資産取得費用(土地を除く)1 億円以上 ・常用雇用従業員 25 人以上(奨励金交付期間中は維持) ・過去に同一の工場等の同一事業において、この告示による奨励金の交付を受けていないこと ②工場等の新增設等をしようとする企業(中小企業者を除く) ・市内に工場等が 20 年以上立地し、以下の要件を満たす事業者が該当する場合 ・固定資産取得費用(土地を除く)25 億円以上 ・常用雇用従業員 100 人以上(奨励金交付期間中は維持) ・過去に同一の工場等の同一事業において、この告示による奨励金の交付を受けていないこと 対象分野	奨励金 ① ・工場の固定資産取得費用(土地を除く)×10% ・限度額 2億円 ② ・1億円

		・自動車(次世代自動車関連分野を含む。)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、企業立地促進法に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野、その他市長が認める分野	
清須市企業立地促進補助金交付要綱 (担当:企画部企業誘致課)	R6.4	①工場等立地促進補助金 ・企業立地促進地区において工場等の新設等を行っていること。 ・清須市宅地開発に関する指導要綱別記第 2 に定める基準に規定する事項を遵守していること。 ・市税を滞納していないこと。 ・その他法令等に違反していないこと。 ※工場等…製造関連施設、研究開発関連施設または物流関連施設 ②ホテル等立地促進補助金 ・都市拠点においてホテル等(客室の数が 50 室以上であるものに限る。)の新設等を行っていること。 ・清須市ホテル等建築の規制に関する条例第 3 条の市長の同意を得ていること。 ・市税を滞納していないこと。 ・その他法令等に違反していないこと。	①事業の用に供する土地及び建物に係る固定資産税相当額を 3 年間補助 ②事業の用に供する土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額を 6 年間補助